(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（以下「報酬告示」という。）において使用する用語の例によるものとする。

a　項番７「固定報酬の総額　うち、その他報酬額」の項、項番15「変動報酬の総額　うち、その他報酬額」の項及び項番21「その他の報酬の総額」の項については、必要に応じて説明を付すこと。

b　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第二面）

（単位：人、百万円）

ＲＥＭ２：特別報酬等						
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金	
	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員						
対象従業員等						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、報酬告示において使用する用語の例によるものとする。

a　イ欄及びロ欄には、当該事業年度にボーナス保証を割り当てられた対象役員及び対象従業員等の人数及びその総額を記載すること。

b　ハ欄及びニ欄には、当該事業年度に採用した対象役員及び対象従業員等に割り当てられた採用時一時金の対象人数及び総額を記載すること。

c　ホ欄及びヘ欄には、当該事業年度に退職した対象役員及び対象従業員等に割り当てられた割増退職金の対象人数及び総額を記載すること。

d　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第三面）

（単位：百万円）

ＲＥＭ３：繰延報酬等						
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動しない調整を受けた変動額	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動した調整を受けた変動額	当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額
対象役員	現金報酬額					
	株式報酬額又は株式連動型報酬額					
	その他の報酬額					
対象従業員等	現金報酬額					
	株式報酬額又は株式連動型報酬額					
	その他の報酬額					
総額						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、報酬告示において使用する用語の例によるものとする。

a　イ欄及びロ欄には、過年度からの累積額を記載すること。

b　ハ欄及びニ欄には、権利確定後又は支払後の報酬等に対する変動額も含めて記載すること。

c　ニ欄には、割り当てられた報酬等の額自体の変動のほか、原則として、株価等の指標の変動に伴う割り当てられた報酬等の時価変動の影響を含めて記載することとし、当該方法によらない場合には、採用した記載方法を注記すること。

d　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成二十四年金融庁告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表たより、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第百三十二条第一項第六号、第百三十二条第四号及び第百三十五条第三項の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫又は信用金庫連合会及びそれらの子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを次のように定め、公布の日から適用する。 目次 第一章　定義（第一条） 第二章　国内基準金庫における開示事項（第二条―第五条）	信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第百三十二条第一項第六号、第百三十二条第四号及び第百三十五条第三項の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫又は信用金庫連合会及びそれらの子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを次のように定め、公布の日から適用する。